



新年のご挨拶

一般社団法人麴町青色申告会 会長 松江 高光

令和7年の年頭にあたり、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年中は、会運営に格別のご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、当会の会員数は、小売業などの減少や事業主の高齢化等により昨年に引き続き減少が続いております。

また、昨今の物価高及び事業運営のコストの増加に伴い、健全な会活動を継続することが難しくなっており、本年4月より会費を改訂させていただく運びとなりました。

皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員数が減少する中、皆様方のご紹介による入会勧奨、インターネットを活用した広報活動や行政当局及び関係民間団体他との連携を通じて、会勢拡大運動に努めますので、会員、役員の皆様にはいっそうのご支援をお願いいたします。

間もなく令和6年分の確定申告期を迎えます。会員皆様の適正な決算・申告の指導と電子申告に取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

今年も、会活動の原点として「会員サービス」の向上に努めてまいりますので、皆様方には、従来にも増して本会の運営と活動にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝と事業のご繁栄、今年一年が皆様方にとって良い年となりますよう、心から祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。

謹賀新年



昨年中は会運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も一層のご支援を賜るとともに皆様のご事業のご繁栄とご家族のご健勝をお祈り申し上げます。

会 長 松江 高光
副会長 埴 祐茂
同 早速 晴邦
同 石井 剛
他役職員一同



新年の御挨拶

麴町税務署長 小 卷 則 仁

新年あけましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んでお祝い申し上げます。

松江会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、記帳指導や各種指導会等を通じて青色申告制度の普及・育成と申告納税制度の健全な発展に御尽力いただくとともに、「税を考える週間」での丸ビル前での広報活動など多岐にわたる御支援・御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

新年を迎え、例年のことですが、間もなく令和6年分の確定申告の時期を迎えます。本年も東京国税局築地庁舎1階の申告書作成会場に「青色コーナー」を設置することを予定していますので、青色コーナーの運営についてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、私ども国税組織では、納税者の利便性と行政効率の向上など、税務行政のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでおり、その一環として「税務手続のデジタル化」をより一層推進しております。確定申告においては、マイナンバーカードを利用したスマートフォンなどによる自宅等からのe-Taxとマイナポータル連携の更なる利用促進及びキャッシュレス納付の利用拡大への取組が重要事項と考えております。皆様におかれましては、引き続き各種デジタル化の普及推進にご理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年は「乙巳（きのと・み）」の年であります。「乙」は、困難があっても紆余曲折しながら進むことや、しなやかに伸びる草木を表し、「巳」は、蛇は脱皮を繰り返すことから、再生と変化を意味しており、この2つの組み合わせから、「乙巳」には努力を重ね、物事を安定させていくといった縁起の良さを表していると言われております。

青色申告会の役員並びに会員の皆様方にとって、幸多い年でありますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和6年分申告期限・納付期限のお知らせ

【申告所得税及び復興特別所得税】

| 申告期限 | 納期限（法定納期限） | 振替日 |
|--------------|--------------|--------------|
| 令和7年3月17日（月） | 令和7年3月17日（月） | 令和7年4月23日（水） |

【消費税及び地方消費税（個人事業者）】

| 申告期限 | 納期限（法定納期限） | 振替日 |
|--------------|--------------|--------------|
| 令和7年3月31日（月） | 令和7年3月31日（月） | 令和7年4月30日（水） |

令和6年分の確定申告相談のご案内

令和6年分の確定申告の時期を目前に控え、事務局では、1月23日(月)より令和6年分の確定申告相談を下記のとおり開催します。今年も、事前にご希望の日時をご予約の上、ご来所ください。なお、体調がすぐれない方は無理をなさらず、後日のご来所をお願いします。

記

1. 期間

1月23日(月)～3月17日(金)、消費税の相談は3月31日(月)まで
平日の10:00～12:00、13:00～16:00(受付は16:00まで)

2. 相談に必要な書類等

- (1) 令和5年分確定申告書・青色決算書(控)、マイナンバーカード
- (2) パソコン(会計ソフト利用の方)
- (3) 給与や年金等の源泉徴収票、その他所得のわかるもの
- (4) 社会保険料控除(健康保険、介護保険、国民年金等)の証明書
- (5) 生命保険料控除、地震保険料控除の各証明書
- (6) 寄付金控除の証明書等
- (7) 医療費控除の明細書【内訳書】(医療保険者から交付を受けた医療費通知)

※ 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」ハガキ又は封書をご持参ください。

「確定申告のお知らせ」には、予定納税額・振替納税の有無、消費税に関する届出状況など、確定申告に必要な情報が載っています。

以上

源泉徴収義務者(給与の支払者)の方へ

専従者給与、従業員やパート等の年末調整の指導を希望される方は、お早目にお越しください。納期の特例の承認を受けている場合の、年末調整に係る源泉所得税等の納期限は、令和7年1月20日(月)です。

令和7年度固定資産税(償却資産)申告のお知らせ

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方は、償却資産が所在する区にある都税事務所に、令和7年1月31日(金)までに申告書をご提出ください。

申告・納税は便利なイータックス(e-Tax)で

税務署からのお知らせ

税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までをお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

9時～15時

までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方消費税(法人)

振替納税 (口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
※オンラインによる提出も可能
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。
納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。

